

2005年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験  
(民事訴訟法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、1枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、3枚1組である。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
7. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2005年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民事訴訟法)

---

平成3年にYは、Xから1億円（以下、A債権という）を借り受け、A債権を担保するために甲土地（当時の価格、1億2000万円）上に抵当権を設定し、その登記を了した。A債権の弁済期の過ぎた平成5年には、甲土地の価格は7000万円に下落した。そこで、Xは、Yを被告として3000万円の支払いを求める訴訟（以下、第一訴訟という）を京都地裁に提起した。

問題 1

第一訴訟において本案判決がなされ、平成7年、同判決は確定した。その後、甲土地の価格はさらに下落して、5000万円となった。そこで、Xは、Yに対して2000万円の支払いを求める訴訟（以下、第二訴訟という）を京都地裁に提起した。裁判所は、この第二訴訟をどのように処理すべきか。

問題 2

第一訴訟提起前に、Yは、Xを被告として、XがY所有の土地・家屋を無断で使用したことによる不当利得（1000万円）の返還を求める訴訟（以下、第三訴訟という）を大阪地裁に提起していた。この訴訟の係属中にXから第一訴訟が提起されたので、Yは、第三訴訟で訴求中の不当利得の返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。この場合、第一訴訟の裁判所は、どのように処理すべきか。

問題 3

第一訴訟が控訴審に係属中に、Yは、「すでにA債権は全額弁済済みであるので、甲土地上の抵当権も消滅した」と陳述した。そこで、Xは、抵当権の存在の確認を求める訴えを追加する旨の陳述をした。裁判所は、どのように処理すべきか。

また、抵当権が存在しない理由としてYが述べるところが、被担保債務の完済ではなく、甲土地はもともとYの弟のZの所有であり、かつ、Yには同土地に抵当権を設定する権限はなかった、というものであった場合、裁判所は、Xの抵当権の存在確認を求める追加請求をどのように取り扱うべきか。